

婚姻届

平成 年 月 日届出
長 殿

受理第 号	平成 年 月 日	発送第 号	平成 年 月 日
送付第 号	平成 年 月 日	調査票 附 票	住民票 通知
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票

記入の注意
 録筆や消えやすいインキで書かないでください。
 この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
 届書は、一通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍簿または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人	
署名 押印	印
生年月日	年 月 日
住所	番地 番地 番地 号
本籍	番地 番地 番地 号

(1) 氏名	夫に なる 人	妻に なる 人
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	番地 番地 番地 号	番地 番地 番地 号
(2) 本籍	番地 番地 番地 号	番地 番地 番地 号
(3) 父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は書いてください)	父 母	父 母
続柄	男	女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍(左の□の氏の人が必要です)に戸籍の筆頭者となるときは書かないでください 番地 番地	
(5) 同居を始めたとき	夫の氏 妻の氏	初婚 再婚 (死別) 再婚 (死別)
(6) 初婚・再婚の別	夫の氏 妻の氏	初婚 再婚 (死別) 再婚 (死別)
(7) おもな仕事とそれの世帯の役割	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の役割	
(8) 夫の職業	妻の職業	

届出人名印	夫	妻
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 ()
	妻 年 月 日	自宅・勤務先 [] 携帯

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 養父母についても同じように書いてください。
 □には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
 内縁のものはふくまれせん。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。
 ◎署名は必ず本人が自署してください。
 ◎印は各自別々の印を押してください。
 ◎届出人の印をご持参ください。

本届出中
除字訂正
字加入

婚姻届

平成11年11月11日届出

鹿児島県鹿屋市 長 股

受理第 号	平成 年 月 日	発送第 号	平成 年 月 日
送付第 号	平成 年 月 日	長印	
書類調査	戸籍調査	記載調査	調査票 別 冊
			住民票 通知

(1) 氏名	夫に なる人 甲 野 一 郎	妻に なる人 乙 川 花 子
	生年月日 昭和 45 年 5 月 5 日	生年月日 昭和 45 年 3 月 3 日
(2) 住所	鹿児島県鹿屋市 共栄町 20番 1号 共栄マンション 201号	鹿児島県鹿屋市 本町
	世帯主の氏名 甲 野 一 郎	世帯主の氏名 乙 川 木 朗
(3) 本籍	鹿児島県鹿屋市 本町	鹿児島県鹿屋市 山下町
	養親者の氏名 甲 野 秋 男	養親者の氏名 乙 川 木 朗
(4) 父母の氏名 （他の養父母は書き添えてください）	父 丙 原 冬 雄	父 乙 川 木 朗
	母 甲 野 春 子	母 乙 川 梅 子
(5) 氏・新しい本籍	氏 丙 原 冬 雄	氏 乙 川 梅 子
	同居を始めたとき 平成 11 年 11 月	同居を始めたとき 平成 11 年 11 月
(6) 初婚・再婚の別	初婚	再婚
	再婚の理由 1. 職業が異なる 2. 自由業・副工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（自営行は除く）の常用勤労者世帯で勤労者が1人か599人までの世帯（日々または年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1か54にあてはまらない世帯 6. 仕事をしている者のいる世帯	再婚の理由 1. 職業が異なる 2. 自由業・副工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（自営行は除く）の常用勤労者世帯で勤労者が1人か599人までの世帯（日々または年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1か54にあてはまらない世帯 6. 仕事をしている者のいる世帯
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	夫の職業	妻の職業
(8) その他	夫は父の養子 甲 野 秋 男 経 柄 春 子。	

届出人印	夫 甲 野 一 郎	妻 乙 川 花 子
署名押印	甲 野 一 郎	乙 川 花 子
事件簿番号		
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	夫 電話 0994 (43) 2111 090-7134-5678	妻 電話 0994 (43) 2111 090-7134-5678

《 婚姻届の書き方 》

1. 文字
楷書でいいねいに書いてください。
2. 氏名
婚姻届出前の氏名で書いてください。
戸籍に書いてある通りの文字で書いてください。
3. 年号は、明治・大正・昭和・平成で書いてください。
(M・T・S・Hでは書かないでください)
届出日の時点で、男子は18歳、女子は16歳に達していることが必要です。
(20歳未満の方は、保護者の方に婚姻同意書を書いてもらって、婚姻届に添えて出してください)
4. 住所
住民登録をしているところを書いてください。
ただし、婚姻届と同時に転居届も出されるときは、転居先の新しい住所を書いてください。
5. 本籍
婚姻届出前の本籍を書いてください。
6. 父母
父母がいま婚姻継続中のときは、母の氏は書かずに名だけを書いてください。
養父母についても同じように、その他欄に書いてください。
7. 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍
夫か妻か、どちらかの氏を選択してください。
また、婚姻後の新しい本籍地番も書いてください。
8. 証人
20歳以上の方が証人として2人、必ず必要になります。自署してもらってください。
9. 添付書類・持参するもの
○ 本籍地でない役所に出来るときは、戸籍謄本を添付してください。
○ 国民健康保険証
○ 印鑑（婚姻届に押したもの）
婚姻届を出されるときは、夫と妻の印鑑を2本とも持ってきてください。

届書の受付窓口について

戸籍届書(出生・死亡・婚姻・離婚・転籍など)は下記の窓口で受付を行っています。日時によって受付窓口が違いますのでご注意ください。

平日(祝日を除く 月曜日から金曜日)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで

○鹿屋市役所本庁 戸籍調査係 電話 0994-31-1114

○鹿屋市役所各総合支所

・吾平総合支所 電話 0994-58-7111

・輝北総合支所 電話 099-486-1111

・串良総合支所 電話 0994-63-3111

○鹿屋市役所各出張所

・高隈出張所 電話 0994-45-2001

・大始良出張所 電話 0994-48-2014

・花岡出張所 電話 0994-46-2021

・高須出張所 電話 0994-47-3152

・市成出張所 電話 099-485-1111

平日時間外、土日祝日

平日時間外の受付時間：午後5時15分～午前8時30分まで

土日祝日の受付時間：24時間対応

○鹿屋市役所本庁 夜間・休日受付窓口(守衛室) 電話 0994-43-2111

○鹿屋市役所各総合支所 夜間・休日受付窓口(守衛室)

・吾平総合支所 電話 0994-58-7111

・輝北総合支所 電話 099-486-1111

・串良総合支所 電話 0994-63-3111

—鹿屋市からのお知らせ—

戸籍届出における本人確認について

最近、全国的に、第三者により本人の知らない間に婚姻届などの届出がなされるという虚偽の戸籍届出事件が発生しております。これらの事件により、平成20年5月1日より戸籍法の一部が改正され、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁及び認知届並びに不受理申出及び不受理申出取下届の際の本人確認が法律上のルールとなりました。

上記届出の際に本人確認のできなかった方、または郵送での届出の方には、届出時点での住民票の記載があるところに届出のあった旨の通知をいたします。

つきましては、上記届出の際、官公署が発行する顔写真のついた身分証明書(運転免許証等)の提示が必要となりますので、窓口にお越しの際は、お持ちくださいますようお願いいたします。

鹿屋市役所市民課戸籍係

TEL (0994) 31-1114